

工場又は事業場に特定施設を設置しようとする者は工事開始の30日前までに特定施設の設置届の届出を行ってください。

なお、特定施設とは京都府環境を守り育てる条例施行規則別表第2の7（悪臭に係る特定施設）に掲げる施設です。

京都府環境を守り育てる条例に定める 特定施設（悪臭に係るもの）の設置届出に係る 手続きのフロー図

